

【巻頭言】一時金訴訟の判決文を読んで  
 【私の意見】『立命館百年史 通史二』の1967年「同和教育問題」の記述に対する異議申し立て——須田 稔  
 【カンパのお願い】 【新しい賛同者の紹介】  
 【編集後記】 怒りを言葉に、思いを共有しよう

【巻頭言】

一時金訴訟の判決文を読んで

3月30日の各紙は一斉に学校法人立命館に一時金減額部分の支払いを命じる判決を報じた。京都新聞四段見出し48行、毎日新聞三段見出し43行、読売新聞、日経新聞二段見出し40行、朝日新聞一段見出し20行。朝日を除けば各紙、比較的長い記事を載せている。それだけ社会の関心が大きかったのだろう。その中で法人コメントとして「極めて遺憾。判決内容を確認し、対応を検討する」（読売新聞）と記載されているのに注意がひかれた。もしこの報道が正しければ、法人はウソ(!)の情報を故意にマスコミに流したことになる。なぜならすでに法人は、判決前日(28日)に「敗訴」の場合には、控訴を決めていたからである。教育組織としての法人にウソをつくよう誰が指示したのだろうか？

判決あるいは裁判所が語っていること

「敗訴」と書いたが、そうなのか？確かに法人は支払いを命じられた。その限りでは被告たる法人の「敗訴」である。しかし原告側の主張を裁判所が認め、採用したわけではない。では裁判所は判決文で何を言おうとしたのだろうか。

判決文を書かせているキーワードは「規範意識」と「合理性」である。「規範意識 Normbewußtsein」という言葉は、社会学では、社会的行為者が、自分の行為を律する規準とし、同時に他者の行為をも評価するものとなる主観的な表象を指す。控訴した法人は一時金(法人では賞与)6か月という「規範意識」はないと言いたいのだろうが、判決文は法人の「規範意識」を法人自身の言明や行為から、つまり客観的な素材から浮かびあがらせている。そしてこの「規範意識」に支えられてきた労働契約を大きく変更する「合理性」ある説明を、使用者としての法人は、教職員に十分になすべきであると論じている。

そこから斟酌できるのは、裁判所は「一時金金額がそれ自体でも高額」であり、法人が社会的水準で一時金を考えようとする点を「首肯」できるとしながらも、法人を「敗訴」としたのは、裁判所が、法人側は誠実交渉義務意識に乏しく—それは裁判所での法人の和解交渉にも表れている—、生活激変を伴う生活給的一時金減額の説得的な合理的説明をしない—例えば父母の年収や学費の重みを理由にあげても、減額による学費軽減措置をするわけではない—ことに不審の念をもったからだろう。原告によって裁判に持ち込まれる前に、使用者としての法人は、教育研究機関らしくもっと学内で理解を得るよう誠実な努力をすべきである。これが、裁判所が判決に込めたメッセージになっている。



控訴は教育研究機関として適切だったか

今、第三者たる裁判所のこのメッセージを、理事会は正確に受け取るべきである。しかるに法人

は問答無用とばかりに控訴の決定をした。しかも判決文の内容検討はおろか判決日以前に。そこには京都法政学校以来の伝統をもつ立命館の歴史への侮辱がある。法学部、法科大学院から法曹世界に多くの有為の人材を輩出してきている学園が、裁判にたいしてこのような態度を採るのは適切とは思えない。教職員の提訴は、裁判所も認めたように法人の不誠実な態度の結果だから、なおさらのことである。こうした案を提起し決定した当事者は、教育研究機関、最高学府の長として失格だといえる。

控訴をして誰が得をするのか？誰が喜ぶのか？誰のために、何のために？控訴は機関の「権利」である。しかし権利を行使する以前に立ち止まって考えるべきことがある。

### 「学生のために」の原点から考える

組織はその代表者たちのためにあるのではない。教育研究組織である立命館学園が一貫して「規範意識」にしてきたものは、「学生のために」である。立命館の教職協働という教職員の働き方も、そもそも「学生のために」創造され築きあげられてきたものである。歴代の総長、理事長を始め、教学部門も管理・財政部門も「学生のために」を、提起する政策の「規範意識」にしてきた。『立命館百年史』に見られるように、それが時を貫く学園の輝かしい歴史になっている。

「学生のために何をすべきか」というこの原理的立脚点にたつならば、控訴は学園や学生にとってプラスすることはなにもない。長期間労使関係の適切な関係を築けない「紛争校」というレッテルは、様々な形で学生にも悪影響を及ぼす恐れがあるし、法人が企図している学部の新増設認可の障害になる可能性もある。文部科学省は、大学等を設置する寄付行為の変更の認可をする審査基準の一つに、「学校紛争その他学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと」をあげ、留意する事項の中に「役員間、教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争」を示している（「学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準」平成19年文部科学省告示第41号）。

高裁でどのような判決がであろうとも、控訴による学園の受ける傷は大きい。控訴審で法人敗訴が確定する場合は、法人の社会的信用を決定的に失墜させる。いや控訴という行為自体によって、法人と教職員の亀裂は修復しがたく、むしろ一層不信をひろげるだろう。世間はそうした学園の雰囲気敏感に反応するものだ。

退職した「考える会」のメンバーが期待しているのは、「学生のために」という原点に立ち返ってこの問題を解決することである。そのために先ずもって控訴を取り下げることである。そして裁判所の意向に沿った和解の成立に全力を投じることである。

立命館学園の歴史を傷つけることを、これ以上続けることはもう止めよう。学園の志を忘れず、現代的に発展させ未来に繋ぐこと、それが真に『立命館百年史』を編んでいる意味ではないか。

<文責：井上純一>



## 【私の意見】

### 『立命館百年史 通史二』の

### 1967年「同和教育問題」の記述に対する異議申し立て

名誉教授・須田 稔

1967年4月、府立高校教員から立命館大学法学部専任講師に赴任して4年目、産業社会学部の創立と共に移籍して3年目。僕は補導主事であった。

前年の5月23日、末川博総長は部落解放同盟京都府連京都市協議会から申し入れ書を受け取っていた。教職科目「同和教育」担当の非常勤講師東上高志（部落問題研究所事務局長）氏が部落問題研究所発行の雑誌『部落』に掲載したルポ「東北の部落」が「ゆるしがたい差別をおかしており」、大学として「事実を検討・・・善処・・・大学の立場を明確に」するよう求める内容であった。

大学は5月31日に臨時の大学協議会で、「本学の教学充実のため参考意見として解放同盟の説明を聴く、担当講師の人事については大学自治の立場から慎重に考慮する」ことを確認し、6月1日に教学担当常務理事・各学部長・二部協議会委員長・教学部長が解放同盟と話し合いを持った。66年度中に引き続き2回重ねた。大学の基本的態度は、①東上氏の著作が欠陥を持つことは認める、②しかし、差別論文と規定はできない、③教学の問題として受け止め学内討議を深める、というものであった。

さて、大学は67年度を迎えて「同和教育」の担当者の推薦を従来通り文学部教授会に依頼した。しかし、文学部教授会は大学協議会が同和教育を総括するよう求めて、依頼を応諾しなかったため、講師未定で後期開講とし、あわせて、この事態についての見解をまとめるよう各学部教授会には要請された。

『百年史』には産業社会学部教授会の『見解』だけが言及されているが、他の学部教授会はどういう見解をまとめたのか、まとめなかった学部もあったのか、一切触れられていない。重要

な問題に関しての全学部の討議状況報告を記録していないのは、『通史』として大きな欠陥だと思う。

1967年5月27日、産業社会学部教授会は同和教育担当に関する討議を「大学協議会への報告」として文書にまとめた。

「今回の学外からの問題提起は、解放運動の分裂という状況のもとでの本学科目担当者の排除要求であり、これは明らかに大学の自治への侵害であること。これまでの担当者が選任された経過と、それ以後の教授会の知り得る同担当者の業績からみて、本教授会は同担当者が不適格であるとは考えない」。

『立命館大学産業社会学部二十年小史』（1984年11月24日発行）は、この大学協議会に報告した見解は「大学自治の立場から自主的に問題の解決を図るべきであるとの趣旨にもとづいたものであった」と記述する。

ところが、大学協議会へのこの報告文書が解放同盟の手に渡ったのである。『百年史』は、「今日では既に明らかになっていることであるが、産業社会学部の教授会文書が学内での公表以前に、他学部のある教授会メンバーから学外団体である解放同盟に届けられていたという事実は、大学自治の観点から由々しき問題であった。」と記述する。

だが当時、いつ、誰が、どのようにして産社教授会文書を手に入れ、どのようにして解放同盟京都府連幹部に届けたのかを究明すべきだという提起はなかったのか。言論の自由が保障されている場で、教育者・研究者として真摯に論議した記録文書が、無断で当事者団体に通報され



手交されたことを、総長も大学協議会も黙認したのか。「由々しき問題であった」のに、何らの措置も講じなかったのか。それについての記述が『百年史』に欠落しているのは、問題であろう。

さて、産社教授会が差別キャンペーンの「元凶」だ、「震源地」だという激烈なキャンペーンが始まったが、それは僕の居住地周辺にもビラが配布されるほど執拗であった。「立命館大学部落出身学生同盟」の名によるタブロイド6ページ活版刷りのビラの見出しは「学生に差別を煽動する立命産社教授会—その社会的責任を徹底糾弾する」とあった。解放同盟が産社教授会に向けた「最大の非難は教授会が『意図的、組織的に反解同キャンペーン』をおこなったということ」であった。



解放同盟は7月11日、15日の両日にわたって教授会全員を文化厚生会館に集め糾弾をおこなった。教授会は「意図的、組織的云々」は事実として全くの誤解であり、大学を構成する学部教授会として問題を解決するために最大の努力をもって対処してきたものであることを主張して譲らなかった。『学部二十年小史』はこのように記述し、そして続けて、67年7月24日教授会で討議された『産社としての中間総括』（案）では「一ヶ月近くに亘る事態の進展の中で幾度か危機的状況に見舞われながらも教授会全員が一致団結して問題にとりくみえたことは学部の将来の発展に大きく寄与するだろう」とのべられている、と記述した。

ところが、『百年史』は、産社教授会の取り組みと総括について、次のように批判する。「この産業社会学部教授会の見解は、大学の自治を重視する点で当然のことであったが、解放運動内の対立の中でのいわゆる朝田理論を巡る状況についての認識には甘さがあり、総じて解放運動内の一方の側の次のような動きを加速させることになった。すなわちと書いて、文書が解放同盟の手に渡り、「大学への徹底した「糾弾」が開始された」、と記述するのだ。

部落解放同盟内部の対立状況を冷徹に認識しておれば、「朝田派」の挑発に宥和的に妥協する道を選んだろうし、過激な糾弾を回避できただろうと言いたいのだろうか。あるいは、「朝田理論」の排外主義的偏狭を指摘するなど、毅然と学問的批判を展開しておれば、事態の紛糾は未然に防げた、という趣旨なのだろうか。あるいは、「朝田派」に内通する教職員がいると想定すれば文書などにすべきではなかったということだろうか。「認識の甘さ」というだけで、どの点で「甘い」と評価するのか鮮明でない。要するに、『百年史』のこの部分はどうしても釈然としないのだ。

他学部の教授会が、それぞれの討議内容をどう大学協議会に報告したのか、そこに示された諸見解には、産社教授会と共通するような「甘さ」は皆無だったのか。『百年史』には一切記述がない。産社教授会の討議報告書に記した『見解』だけが否定的に評価される。このような総括的評価は公正か。是正すべきではないのか。

『百年史』に拠って、事態の経過をおおまかに辿ってみよう。

67年度が始まって、学生の中で対立が激化した。一部文・経済・経営・理工学部各自治会は、「大学自治の名による差別キャンペーンは許されない」と大学を批判。対して、一部法・産社両自治会、二部学友会と各学部自治会、女子学生会、一・二部部落問題研究会は、「大学自治への攻撃」として東上高志を講師とする講演会を開催するなど、路線上の対立は頂点に達した。

この「混乱」の中、67年6月24日に「同盟からの申し入れを教学に対する批判ないし助言としてうけとめている」と明言する「大学告示」が、6月30日には「学生運動の対立抗争の手段として利用して混乱を激化させていることは黙過できない」と宣言する「学生部長声明」が出された。

このような告示や声明にもかかわらず、6月に実施された学友会の代議員選挙では、解放同盟は大学自治に介入し、大学は同盟に屈服したと主張する「民主派」が、多数を占めた。

しかし、7月3日に開催の学園振興懇談会(学

振懇)で、なお「反民主派」であった一部学友会執行部は、「5月以降の学内の混乱は、いわゆる「民主派」学生運動に原因が在り、これを誘導したのは産業社会学部教授会の見解と大学の曖昧な態度である」と、大学を追及した。学生の両派間で議論が紛糾し、論議は打ち切られ継続審議となった。

7月6日、大学は解放同盟との「話し合い」(『百年史』の表記のまま)に応じた。教学担当常務理事、全学部長、二部協議会委員長、教学部長、各学部三役、総務財務担当常務理事、職員部長が参加。



「今日は糾弾の場だ」と宣告する解放同盟は、まず産業社会学部教授会の見解を「差別を容認し拡大するもの」と糾弾し、「差別拡大の場になっているとして学振懇という民主的体制まで糾弾。大学の姿勢は大きく後退した。その場で、産業社会学部教授会が学外での話し合い(糾弾会)に応じる約束をさせられるまでに至った。」

7月7日、6学部長と二部協議会委員長との連名で「告示」が出された。7月3日の学振懇が差別意識を露呈し拡大する場になったことに教育責任を痛感する。東上ルポは客観的には部落差別の意識を再生産し、社会的に拡大するものとする。「告示」の要旨はこうだった。

7月11日、15日、産業社会学部教授会が文化厚生会館で糾弾集会に出席させられ、21日から24日にかけて全学部の教授会も「話し合い」を持った。

7月26日、大学は「同和教育の総括と今後の方向」を教学担当常務理事名で発表。

8月5日、大学は7月6日と同じ出席者で部落解放同盟との「話し合い」を持った。僕の記憶では、この席だったと思うのだ、同盟側の一人が「またこんなことやりやがったら殺したぞ！」と罵声をあびせたのは。

僕には衝撃であった。が、同盟の責任者からも誰からも、「いましめる」言葉は吐かれなかったし、大学側の誰も抗議することはなかった。沈黙していた僕はずっと慚愧と痛恨を抱き、脅迫や威嚇に屈服した人間という烙印を自らに

押し悲哀をいまなお消し去れずにいる。このひと言で、部落解放同盟朝田派という集団の正体が反民主主義・非人道主義・暴力的排外主義の暴力団でしかないという確固たる認識に僕は到達したのであるが、教育者・研究者として失格者とされても弁護の余地はないと思ってきた。

8月22日、総長末川博名で解放同盟中央執行委員長朝田善之助宛の書簡による返答がなされた。7月26日の教学担当常務理事名の文書もそうであったように、この総長名の書簡も、7月7日の6学部長・二部協議会委員長連名の告示を踏襲したもので、同盟の5月23日付申し入れを形式的に大学自治・学問の自由と対置する傾きがあったことを反省するし、学生運動内の対立とも絡んで、部落問題についての誤った認識、差別意識を再生産する事態を招いた。このことに産業社会学部教授会の見解の内容が一定の影響を持ったことは否定できないし、大学としてこれらの見解を是正する時宜を得た措置をとれなかったことに共同の責任を負う、というものであった。

『百年史』は、これら一連の大学文書は、当時「朝田理論」と称された「論理」をほぼ全面的に採り入れたものとなっていた、と記している。つまりは、「追随」し、「屈服」したのだ。

さて、7月10日に新しい執行部体制になっていた一部学友会の要請で、学振懇が9月14日に再開された。7.7学部長告示や7.26教学担当常務理事文書は大学の解放同盟への屈服だと学友会は批判。無断で入室していた解放同盟員が抗議した学生に暴力を振るうという事態も加わって学振懇は中断した。

学友会の見解は学生の間で支持を広げ、教職員の間でも解放同盟の一方的糾弾や「朝田理論」への批判が強まり、「大学としての自主性を求める声が次第に広がっていった」と『百年史』は述べている。

『百年史』はさらに記述する。「大学はいかなる社会運動に対しても科学的精神に基づき、自



律性・自主性を守って教育・研究を推進していかなければならない。しかし、この時期立命館大学は、大学としてのこうした役割を十分に発揮することができず、『解放同盟は（略）民主運動の全国組織である』（前掲「大学告示」1967年6月24日）との前提に立ち、解放運動の一方の側に組



織された糾弾の前に、先に見た様な部落解放運動における『朝田理論』をほぼ忠実に反映した総括を行うこととなった。教育・研究の自主性を一時的にはあれ見失ったことは、立命館大学にとって貴重な教訓となった。この教訓は、続いて起こった『大学紛争』に当たっての全学的取り組みに大きく生かされていくことになる。」

1975年5月に『大学教育と部落問題』第二次改訂版を刊行。「ここでは、第一次改訂版にあった「①差別意識の問題に偏重している②部落解放への展望が不十分である③部落差別原点論＝基底論についての再考④基本的人権、民主主義の問題全体との関連が不十分であるなどの問題点を主要に改訂」（「大協議事録」1975年3月29日）するとし、ここに学内における「朝田理論」による差別認識や部落解放論を基本的には是正していくこととなった。『百年史』はこのように記述するに至った。

要するに、「朝田理論」による大学人事介入や糾弾集会や脅迫的言辞にたいして、立命館大学は一時期、屈服したのであった。そして、産業社会学部教授会の「見解」は、「朝田理論を巡る状況について認識の甘さがあり…糾弾を誘発した」と非難された。

だが、そうであろうか。なるほど、「67年同和教育問題」を総括する際、「朝田理論」の差別認識論や部落解放論を誤りと指摘するには至らなかったけれども、大学自治論に基づいて大学人事への不当な介入に抵抗した産業社会学部教授会の見解は、「科学的精神に基づいた」「自律的・自主的」な「見解」であったのではないか。「朝田理論」のウサンクササを嗅ぎつけていたからこそ産社教授会は、大学自治論に則って反撃したのであり、『百年史』はこの点に先見性を認め、敬意を表すべきなのではないか。「書簡」

や「告示」や「声明」などを「教育・研究の自主性を見失った」例として反省するなら、せめて産社教授会の討議報告書の「見解」を肯定的に評価すると記述すべきではないか。僕はこう考えるのだ。

あの心身を磨耗した数ヶ月間、当時学部主事として矢面に立たされた奥田修三教授が、今ご存命であればと思うや切だ。奥田先生が物言えぬなら、僕が言うしかない。『百年史』のこの部分を綿密に読む人は極少数にちがいない。それでも、言うておかねばならない。奥田先生初め産社教授会がまともだったから、大学全体も過誤を克服できる力を温存できたのだ、そういう誇りを僕はもっている。

『立命館百年史 通史二』。発行は2006年3月31日。落掌したのがいつかは記憶にない。

2009年9月11日、佐瀬駿介君から電話。当時文学部3回生で、学生部落問題研究会の委員長。42年経過していたが、声と話し方ですぐ分かった。

「先生、聞いて欲しいんです。亡くなられた奥田先生に申し訳ないのです。歴史を歪曲されて黙っておれないのです」。

上梓されたらすぐ届けると約束されていたらしいのだが、忘れられて、3年後のつい先日贈呈を受け一読、怒り心頭に発したという。産社教授会に敬意を払うべきなのに、そういう記述になっていない。産社教授会の見解を否定的に評価したままじゃないですか。奥田先生の、産社教授会の、名誉を回復すべきではないですか。彼は熱情こめて語った。

僕は『百年史』の当該部分を読み、09年9月12日に「歴史記述の正確さということ」と題する小論を佐瀬君と「立命館の民主主義を考える会」に送った。佐瀬君から10月30日付の手紙が届いた。

「67年問題。いわゆる東上問題で攻撃に晒された人々にとって、人としての原則、教育の原則を貫き通すことが、どれほど困難であり、どれほど勇気を必要としたか、その気持を共有できます。」

「教授会に戦術や戦略が要る、なんてことはありません。教育とは、誠を胸に刻むこと。」

「産業社会学部の見解がもっと広く世に知られていたら、全国各地の大学で悲劇が起きることなく、良識ある大学人が大学教育を発展させることができたのに、となぜ言えないのでしょうか。少数の暴力集団に屈服しては巨大な暴力集

団と闘うことは困難でしょう。直面する危機に真実の剣で立ち向かった教授陣に賞賛の声を寄せても非難することなど出来ません。それが歴史の真実です。」

佐瀬君の言葉に応えるためにも、この一文を書き留めることにした。大事な問題を気付かせてくれた佐瀬君には心から感謝している。

(2012年3月5日 山本宣治の命日に脱稿)



### 【近況報告や私の意見等の募集と支援カンパ金のお願い】



「考える会」賛同者ならびに「会ニュース」愛読者のみなさまへ

「立命館の民主主義を考える会（元教職員）」が、結成され早4年余りが経ちました。

世話人会では、ニュースを豊富にするため皆様方から、日々どのように過ごしているかー近況便り、様々な出来事をどのように考えておられるか等をお寄せ頂き、ニュースに掲載させて頂きたいと思っています。（お手紙、ハガキ、メールでお知らせ下さい。）

また、フォーラムを企画できてないこともあり、直接カンパをお願いできておりません。ニュースの発行等を維持するカンパのご協力をお願いいたします。既に振込頂いた方々には、後日領収書をお送りします。

**口座名義：立命館の民主主義を考える会 経理担当 広末良子**

**京都銀行 白梅町支店（店番号 161） 普通預金 口座番号：3775969**



※ 尚、カンパを頂いた皆様には、ニュースと同時に領収書をお送りさせて頂いております。領収書の発行が遅くなりました事、お詫び申し上げます。

### 【新たな賛同者の紹介】

荒木 義彦、池内 靖子、石岡 知江子、木田 融男、杉本 末雄、戸田 昌基、松井 芳郎、横内 香澄（50音順） 匿名賛同者(3名)

※2011年度退職者のうち、第一次として皆様にご賛同頂きました。

2012年4月20日現在

**賛同者（119名）+匿名賛同者（31名） 賛同者合計150名**

◆新たな賛同者・ニュース愛読者も随時募集中です。退職者のお知り合いの方をご紹介ください。

## 【編集後記】



### 怒りを言葉に 思いを共有しよう

「貧にして楽しむ。」この諺は論語にある言葉で、貧富など気にせず清貧に甘んじれば、怖いものなどなくなることを意味しています。反対の諺に「貧すれば鈍す」という言葉があります。

前号で、就職の超氷河期を乗り越えて本学園に就職した人、節目にあって転職を決意してきた人、その人たちの一部には争いを好まず相互批判を苦手とし、組合運動など社会的活動に疎遠になる傾向があることに触れました。

その後、日経新聞のPULS 1(3月31日)掲載の「エコノ探偵団」に“隣の世代の芝生は青い？”というタイトルの記事を読みました。そこには、「堅実 20~30代、幸福度高く」と評価されていました。内閣府の2011年度の『国民生活に関する世論調査』でも、現在の生活に満足していると回答した人が20代は74%、30代で69%いたが、40代は59%にとどまったそうです。20代の新進気鋭の社会学者の古市憲寿氏は「将来への期待が低い分、20代は現状に満足しやすい」とコメントしていました。少し悲しいですね。

2012年度立命の春闘が開始されました。私たちが若い頃には「他人の要求・権利を大事にしない人間は、自分の要求・権利も尊重されない」と学びました。皆さんの職場で、学園での働き甲斐・生きがいと要求について、大いに論議して欲しいと思います。学園のあり方についても、学園の民主的運営はどうあるべきかについて議論を巻き起こし、現在の不満を未来の希望へと結び付けることが必要でしょう。

理事会は、一時金訴訟での敗訴を認めず、即日控訴したようですが、判決文を真剣に読んで、自らへの戒めとなすという姿勢を全く見せない傲慢な態度には、呆れて物がいえません。教職員や学生の願いよりも、自己の権勢の維持に汲々とする理事会トップの姿勢には、失望と怒り、いやそれを通り越して哀れみさえ感じます。人間、ここまでは墮落したくないものです。

と思っていた最中に、長田理事長・川口総長・川本顧問等が発起人になり「門川京都市長を励ます立命人の集い」(5/25)のチラシが学内で配布されました。門川氏が校友で、いつの間にか評議員になっているといえ、学園のトップが呼びかけて職制の関与や参加者を募るなど、行き過ぎた行為ではないでしょうか。大阪市とは真逆行き過ぎた行為であり、良識ある市民や学生からは「53%の再選」を「名誉と誇る」偏った学園と映るのでしょうね。これまた開いた口がふさがりません。

今回のニュースでは、須田稔先生の投稿文を取上げました。現役の方々をご存知ないでしょうが、かつて部落問題の大波に立命館大学が洗われた時、大学の自治・学問の自由を守るため、その波に抗し、身体を張って闘った故奥田修三教授(当時学部主事)を筆頭とする産社教授会の苦難の歴史について書かれています。『立命館百年史 通史二』に記載された歴史解釈に異議を唱えておられるのですが、歴史の見方は一通りではありえないこと、多様な解釈を通して歴史的事実の内容豊富化が図れることを明らかにする絶好の素材として、須田先生の投稿文を掲載しました。現在進行中の『通史三』も、より近々の歴史であるだけに、一面的な解釈の押し付けにならないように、いっそう慎重な配慮が必要だといいたいです。さらに、ここに描かれた苦難の歴史を想起しつつ、現在の苦難を乗り越える逞しさを現役の皆さんには要求したいのです。

投稿頂いた須田先生には、感謝いたします。

(M&S&H)

事務局連絡先：〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学教職員組合 気付  
「立命館の民主主義を考える会(元教職員)」  
TEL:075-465-8200(宮澤気付) FAX:075-465-8201  
メールアドレス [rits.democracy@gmail.com](mailto:rits.democracy@gmail.com)  
ホームページアドレス <http://rits-democracy.blogspot.com/>